

第23回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成28年7月25日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前10時55分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 議員定数について
- 2 議員報酬・政務活動費について

【会議の概要】

- 1 議員定数について

事務局から提出資料の説明を受けた後、条例の形式等について協議した。

主な協議内容

- 条例の形式について事務局で再度協議したが、前文は条例制定の基本理念、制定意図を強調したいときに置かれるものであるため、今回の条例が前文を置く条例なのかを再考してほしい（事務局）。
- 以前から前文自体には疑問があり、事務局からの説明は理解できたので、前文は必要ないのではないか。
- 事務局の提出した資料は、分かりやすくまとめられている。委員長報告とするか前文とするかについては、委員長報告も議事録としてきちんと残るので、この内容であればどちらでも構わない。
- 事務局から「条例前文について検討した結果、いろいろ疑問があるの

で条例の素案ができなかった」という報告があったので、それについてきちんと議論しないとイケない。

- 今後もそのときの状況で議員定数について審議する必要があるということがどこかでうたわれていれば、理想25と設定した数値をうたう必要はない。
- 事務局からの前文が出せなかった理由は理解したので、この内容で委員長報告をすればよい。
- 前文を入れるか入れないかという問題で、定数が22の条例を作るという中で、理想が25ということは条例の形式としてはおかしい。そういう点で理解できないわけではないので、委員長報告の中できちんと言ってもらえればいい。ただ、最後の4行の部分で、「本市の適正な議員定数の検討は今後も必要」とあるが、それについてはもう少し議論が必要だ。
- この何年間、議会機能も含めて22という数字を出した経緯からすると、下の4行は必要ない。
- 専門的知見の活用で附属機関の設置、この点を入れるためということであれば、その4行は理解できないことはない。

結論

議員定数は22人とすることとし、条例には前文を付けず、委員長報告で定数決定の経緯を述べることにした。

なお、資料の最後に掲載している今後の方向性については、今回は言及しないことにした。

2 議員報酬、政務活動費について

附属機関の設置について、検討した。

主な協議内容

- 今後1年を掛けて、委員の構成、諮問内容、答申後の議会の対応など附属機関のあり方を共通認識していく必要があるのではないか(事務局)。
- 第三者機関について、答申をもらったときに市長との関係はどうなるのかなどの問題について、ほとんど議論ができていなかった。議会の中で理論構築をもっとしなくてはいけない。先進的な議会の視察も含めて検討したほうがいい。
- 議会基本条例の中に「議会は附属機関を置くことができる」と規定しているが、かなり先進的な取組だ。ただ、具体的にイメージできないと

というのが正直なところで、調査や検討を行う時間が必要だ。

- 先進的な事例があるのであれば、視察に行くということも重要ではないか。
- 政務活動費については、報酬審議会から政務活動費について検討が必要であるという答申が出ているが、議会としてどのようにするのか。何らかの事を審議会に伝えてもいいのではないか。
- 報酬審議会で政務活動費について増額も検討すべきだという答申になっているので、例えば新年度予算について議会としてきちんと要求するかどうか。

結論

- 附属機関については、そのあり方を協議していくに当たっての資料を集め、それをたたき台にして協議していくこととした。加えて、先進地視察も検討することとした。
- 政務活動費については、議会として必要な額を検討し、29年度の予算に反映できるように市長に申し入れることとした。